
本 別 町 農 業 委 員 会
第 1 8 回 総 会 議 事 録

自 令和6年11月29日
至 令和6年11月29日

本 別 町 農 業 委 員 会

第 1 8 回本別町農業委員会総会議事録

開 催 日 時

令和 6 年 1 1 月 2 9 日 （金曜日）

開 催 場 所

本別町役場 3 階会議室

開 会 及 び

開 会

令和 6 年 1 1 月 2 9 日 午後 3 時 0 0 分

閉 会 日 時

閉 会

令和 6 年 1 1 月 2 9 日 午後 3 時 2 4 分

出 席 委 員
(1 5 名)

議 席

委 員 名

出 欠

議 席

委 員 名

出 欠

1 番

中 野 康 夫

○

9 番

井 出 和 実

○

2 番

土 藏 真 哉

○

1 0 番

高 橋 秀 和

○

3 番

牧 田 安 史

○

1 1 番

河 野 一 紀

○

4 番

高 一 郎

○

1 2 番

久 常 章 司

○

5 番

佐 藤 光 輝

○

1 3 番

齊 藤 一 成

○

6 番

牛 渡 広 和

○

1 4 番

門 前 清 隆

○

7 番

前 佛 由 美 子

○

1 5 番

川 初 光 章

○

8 番

福 田 博 明

○

職 務 の た め 出 席
し た 者 の 職 名

事務局長 舩 舘 憲
事務局次長 原 英 樹 副主査 太 田 弦

議 長

会 長 牧 田 安 史

議 事 録 署 名 委 員

8 番 福田 博明 委員
1 0 番 高橋 秀和 委員

第 18 回本別町農業委員会総会

議事日程

開会宣言

日程 1 議事録署名委員の指名 8 番 福田博明委員 10 番 高橋秀和委員

日程 2 議案第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

日程 3 議案第 2 号 現況証明願について

日程 4 議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

日程 5 議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

日程 6 議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法に基づく計画について

日程 7 議案第 6 号 地域計画における目標地図の素案について

閉会宣言

第 18 回 本別町農業委員会総会

(議 事 録)

開会宣言	(午後3時00分)
牧田議長	本総会の開催にあたり、委員の皆さまにおかれましては何かとお忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。ただ今から、第18回本別町農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は15名です。よって定数に達しておりますので、本総会は成立しております。
日程1	議事録署名委員の指名
牧田議長	議事録署名委員を指名いたします。本日の議事録署名委員は、会議規則第14条により8番 福田博明委員、10番 高橋秀和委員を指名しますので、よろしくお願いいたします。
日程2	議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
牧田議長	議案第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題とします。事務局より提案内容の説明を求めます。
事務局(太田副主査)	議案第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について、次のとおり、農地の賃貸借について関係者から解約の通知があったので、承認の可否について議決を求める。令和6年11月29日。本別町農業委員会会長。議案にかかっているものについて、解約の通知から、土地の引渡日まで、6か月以内であることから、解約の要件を満たしていると思われます。(議案第1号、番号1番について朗読・説明。)
牧田議長	ただ今、事務局から説明がありましたが、この議案に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。
	(ありませんと呼ぶ者あり)
牧田議長	質問がないようですのでお諮りします。議案第1号1番は提案のとおり承認することに異議ありませんか。
	(ありませんと呼ぶ者あり)

牧田議長	異議なしと認めます。したがって、議案第1号1番は提案のとおり承認されました。
日程3	議案第2号 現況証明願について
牧田議長	議案第2号「現況証明願について」を議題とします。はじめに1番について提案します。事務局より提案内容の説明を求めます。
事務局(太田副主査)	議案第2号、現況証明願について、次のとおり、現況証明願があったので審議の上、証明書を発給するものとする。令和6年11月29日 本別町農業委員会会長。(議案第2号、番号1番について朗読・説明)
牧田議長	次に調査委員長から調査結果について報告をお願いします。
齊藤委員長	議案第2号1番について報告いたします。令和6年11月6日に私、齊藤と、門前委員、土藏委員の3名で調査をしてまいりました。本申請地は登記簿上は畑になっていますが、現況は相当以前から宅地であると見られることから、現況証明の発行は止むを得ないものと確認しましたので報告いたします。
牧田議長	ただ今、事務局並びに調査委員長から説明がありましたが、この議案に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。 (ありませんと呼ぶ者あり)
牧田議長	質問がないようですのでお諮りします。議案第2号1番は提案のとおり証明書を発給することに異議ありませんか。 (ありませんと呼ぶ者あり)
牧田議長	異議なしと認めます。したがって、議案第2号1番は提案のとおり証明書を発給することに決定されました。続いて2番について提案します。事務局より提案内容の説明を求めます。
事務局(太田副主査)	(議案第2号、番号2番について朗読・説明)
牧田議長	次に調査委員長から調査結果について報告をお願いします。
齊藤委員長	議案第2号2番について報告いたします。調査日、調査委員は、議案第2号1番と同じです。本申請地は登記簿上は畑になっていますが、現況は相

	当以前から雑種地であると見られることから、現況証明の発行は止むを得ないものと確認しましたので報告いたします。
牧田議長	ただ今、事務局並びに調査委員長から説明がありましたが、この議案に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。 (ありませんと呼ぶ者あり)
牧田議長	質問がないようですのでお諮りします。議案第2号2番は提案のとおり証明書を発給することに異議ありませんか。 (ありませんと呼ぶ者あり)
牧田議長	異議なしと認めます。したがって、議案第2号2番は提案のとおり証明書を発給することに決定されました。続いて3番について提案します。事務局より提案内容の説明を求めます。
事務局(太田副主査)	(議案第2号、番号3番について朗読・説明)
牧田議長	次に調査委員長から調査結果について報告をお願いします。
齊藤委員長	議案第2号3番について報告いたします。調査日、調査委員は、議案第2号1番と同じです。本申請地は登記簿上は畑になっていますが、現況は相当以前から宅地であると見られることから、現況証明の発行は止むを得ないものと確認しましたので報告いたします。
牧田議長	ただ今、事務局並びに調査委員長から説明がありましたが、この議案に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。 (ありませんと呼ぶ者あり)
牧田議長	質問がないようですのでお諮りします。議案第2号3番は提案のとおり証明書を発給することに異議ありませんか。 (ありませんと呼ぶ者あり)
牧田議長	異議なしと認めます。したがって、議案第2号3番は提案のとおり証明書を発給することに決定されました。
日程4	議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
牧田議長	議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題としま

	す。初めに1番について提案します。事務局より提案内容の説明を求めます。
事務局(太田副主査)	議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について、次の通り許可申請があったので許可の可否について議決を求める。令和6年11月29日本別町農業委員会会長。農地法第3条第2項各号に要する判断については、別添の農地法第3条調査書のとおり、すべての要件を満たしていると思われますので、説明を省略させていただきます。(議案第3号、番号1番について朗読・説明)
牧田議長	次に調査委員長から調査結果について報告をお願いします。
齊藤委員長	議案第3号1番について報告いたします。調査日、調査委員は、議案第2号1番と同じです。本申請は農地法第3条による売買の申請であり、申請書に基づき記載内容と現地を調査した結果、申請地は農地であり、権利を取得しようとする者により効率的に利用されると判断しましたので報告いたします。
牧田議長	ただ今、事務局並びに調査委員長から説明がありましたが、この議案に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。 (ありませんと呼ぶ者あり)
牧田議長	質問がないようですのでお諮りします。議案第3号1番は提案のとおり決定することに異議ありませんか。 (ありませんと呼ぶ者あり)
牧田議長	「異議なし」と認めます。したがって、議案第3号1番は提案のとおり決定されました。続いて2番と3番について、一括して提案します。事務局より提案内容の説明を求めます。
事務局(太田副主査)	(議案第3号、番号2番と3番について朗読・説明)
牧田議長	次に調査委員長から調査結果について報告をお願いします。
齊藤委員長	議案第3号2番と3番について報告いたします。調査日、調査委員は、議案第2号1番と同じです。本申請は農地法第3条による賃貸借の申請であり、

	申請書に基づき記載内容と現地を調査した結果、申請地は農地であり、権利を取得しようとする者により効率的に利用されると判断しましたので報告いたします。
牧田議長	ただ今、事務局並びに調査委員長から説明がありましたが、この議案に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。 (ありませんと呼ぶ者あり)
牧田議長	質問がないようですのでお諮りします。議案第3号2番と3番は提案のとおり決定することに異議ありませんか。 (ありませんと呼ぶ者あり)
牧田議長	「異議なし」と認めます。したがって、議案第3号2番と3番は提案のとおり決定されました。続いて4番について、提案します。本件は〇〇委員に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定のより〇〇委員の退席を求めます。事務局より提案内容の説明を求めます。
事務局(太田副主査)	(議案第3号、番号4番について朗読・説明)
牧田議長	次に調査委員長から調査結果について報告をお願いします。
齊藤委員長	議案第3号4番について報告いたします。調査日、調査委員は、議案第2号1番と同じです。本申請は農地法第3条による賃貸借の申請であり、申請書に基づき記載内容と現地を調査した結果、申請地は農地であり、権利を取得しようとする者により効率的に利用されると判断しましたので報告いたします。
牧田議長	ただ今、事務局並びに調査委員長から説明がありましたが、この議案に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。 (ありませんと呼ぶ者あり)
牧田議長	質問がないようですのでお諮りします。議案第3号4番は提案のとおり決定することに異議ありませんか。 (ありませんと呼ぶ者あり)
牧田議長	「異議なし」と認めます。したがって、議案第3号4番は提案のとおり決定さ

れました。ここで〇〇委員の復席を許可します。

日程5

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

牧田議長

議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より提案の内容の説明を求めます。

事務局(太田副主査)

議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第5条の規定による許可申請があったので、許可の可否について議決を求める。令和6年11月29日 本別町農業委員会会長。なお、農地区分の判断については、別添の農地転用許可申請にかかる審査表のとおりすべての要件を満たしていると思われますので説明を省略させていただきます。(議案第4号、番号1番について朗読・説明)

牧田議長

次に調査委員長から調査結果について報告をお願いします。

齊藤委員長

議案第4号1番について報告いたします。調査日・調査委員は、議案第2号1番と同じです。本申請は、牛舎1棟、ハッチ置場、飼料置場、通路・回転場を建設する転用申請であり、申請地以外に適切な場所はなく、近隣農地や家畜に対する影響はないことから、転用は止むを得ないと判断しましたので報告いたします。なお、農振用途変更を申請中です。

牧田議長

ただ今、事務局並びに調査委員長から説明がありましたが、この議案に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。

(ありませんと呼ぶ者あり)

牧田議長

質問がないようですのでお諮りします。議案第4号1番は提案のとおり決定することに異議ありませんか。

(ありませんと呼ぶ者あり)

牧田議長

「異議なし」と認めます。したがって、議案第4号1番は提案のとおり決定されました。

日程6

議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく計画について

牧田議長

議案第5号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を議題とします。事務局より提案内容の説明を求めます。

事務局(原次長)

議案第5号農業経営基盤強化促進法に基づく計画について、次のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について議決を求める。令和6年11月29日、本別町農業委員会会長。
(議案第5号、番号1番と2番について朗読・説明)

牧田議長

ただ今、事務局から説明がありましたが、この議案に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。

(ありませんと呼ぶ者あり)

牧田議長

質問がないようですのでお諮りします。議案第5号1番と2番は提案のとおり決定することに異議ありませんか。

(ありませんと呼ぶ者あり)

牧田議長

「異議なし」と認めます。したがって、議案第5号1番と2番は提案のとおり決定されました。

日程7

議案第6号 地域計画における目標地図の素案について

牧田議長

議案第6号「地域計画における目標地図の素案について」を議題とします。事務局より提案内容の説明を求めます。

事務局(原次長)

議案第6号、地域計画における目標地図の素案について、農業経営基盤強化促進法第20条第1項に基づき作成を求められている地域計画の目標地図の素案を決定し、本別町へ提出することについて審議されたい。令和6年11月29日、本別町農業委員会会長。

令和5年の農業経営基盤強化促進法等の改正により人・農地プランが地域計画として法定化されております。地域計画では、地域における農業の将来の在り方等について、地域の協議の場を設け、その結果を踏まえ、農用地の効率かつ総合的利用を図るため、令和7年3月までに計画を策定することを国から求められているところです。農業経営基盤強化促進法第20条第1項では、市町村が地域計画を定めようとするときは、農業委員会に対し地域計画のうち地図の素案を作成し、市町村へ提出を求めるものとする定められており、町から地域計画のこの地図の素案の提出を求められているところ

	です。先月の総会の折りに地図をご確認いただいたところですが、町内12地区に分けて地図を作成し、目標地図の素案として町へ提出することとしたいと考えていますので宜しくお願いします。
牧田議長	ただ今、事務局から説明がありましたが、この提案に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。 (ありませんと呼ぶ者あり)
牧田議長	質問がないようですのでお諮りします。議案第6号は提案のとおり決定することに異議ありませんか。 (ありませんと呼ぶ者あり)
牧田議長	「異議なし」と認めます。したがって、議案第6号は提案のとおり決定されました。 以上で、本日の日程は全て終了しました。これで会議を閉じます。大変おつかれさまでした。(午後3時24分)

以上、会議のてん末を録し議事録とする。

以上のとおり相違ないことを認め署名する。

令和 6 年 11 月 29 日

議 長 牧 田 安 史 ㊟

署名委員 福 田 博 明 ㊟

署名委員 高 橋 秀 和 ㊟